令和6年12月から新たな医療費助成事業が始まります。

受給者証
未所持者向け

第二種健康診断特例区域治療支援事業

★第二種健康診断受診者証を所持している方を対象とした、
被爆者と同等の医療費助成を行う事業が始まります。

1．事業の概要

➢ 医療費助成の範囲

令和6年12月1日から、以下を除き、全ての医療費が助成の対象になります。

※対象外の疾病（被爆者と同じ）
①原子爆弾投下以前にかかった精神疾患　②遺伝性疾病　③先天性疾病
④むし歯のうち軽いむし歯（C1、C2、Ce）

➢ 事業の対象者

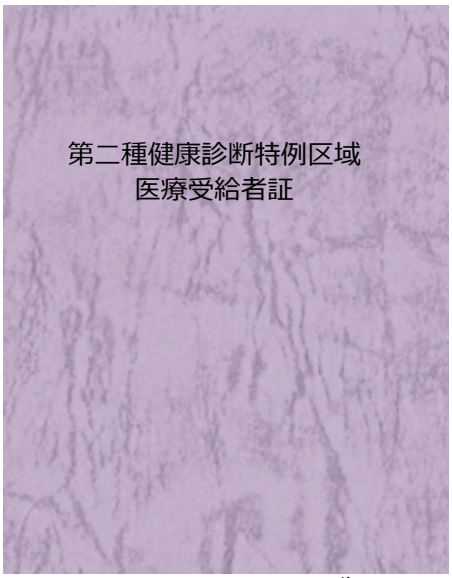
・11種類の障害を伴う疾病により患している方が対象です
・受給者証の交付申請をしていただく必要があります

※11種類の障害（代表的な疾病）

① 造血機能障害（鉄欠乏性貧血など）　②肝臓機能障害（肝硬変など）　③細胞増殖機能障害（悪性新生物など）　④内分泌腺機能障害（糖尿病など）
⑤脳血管障害（くも膜下出血など）　⑥循環器機能障害（高血圧性心疾患など）　⑦腎臓機能障害（慢性腎不全など）　⑧水晶体混濁による視機能障害（白内障など）
⑨呼吸器機能障害（肺気腫など）　⑩運動器機能障害（変形性関節症など）　⑪潰瘍による消化器機能障害（胃潰瘍など）

※受給者証

・第二種健康診断特例区域医療受給者証を新たに交付します。
・長崎県にて申請内容の審査の上、郵送します。
・有効期限はありません。（更新は不要です。）



※画像はイメージです

２．申請までの流れ

第二種健康診断受診者証を持っている

↓

１１種類の障害を伴う疾病の有無

↓ ある

【新事業】

第二種健康診断特例区域
医療受給者証

※原爆投下時に胎児だった方はこちら

↓ 交付を希望

↓ ない

被爆体験に基づく精神疾患がある方

被爆体験者
精神医療受給者証

↓ 交付を希望

※交付申請希望の方には、
申請書を送付しますのでお問い合わせください。

①かかりつけの医療機関において、11疾病にり患していることがわかる所定の診断書を作成。
※診断書作成費用は自己負担です

②所定の診断書、申請書兼同意書、第二種健康診断受診者証の写し、の３点を長崎県へ提出　※令和6年12月1日より申請受付を開始します

③長崎県から受給者証を交付（郵送します）
※申請から交付まで、およそ1～2か月ほどかかる場合があります

④令和６年度内に受給者証の申請をいただいた方は、**12月1日～受給者証が届くまでの間の医療費の自己負担分を、長崎県へ請求できます。**
医療機関での受診時には自己負担分をお支払いいただき、**領収書の保管をお願いいたします。**

問い合わせ先

第二種健康診断受診者証をお持ちの方　※長崎県外にお住まいの方も対象です。

長崎県　福祉保健部
原爆被爆者援護課
〒850-8570　長崎市尾上町3番1号
TEL 095-895-2475

（担当区域）
長崎県内（長崎市外）九州･中国･四国地方

（令和6年11月21日）